

障害児福祉手当をご存じですか？

1 対象となる方

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の方。

また、障害者手帳を所持していなくても、診断書等の判断により、認められる場合があります。

2 申請に必要なもの ※各書類は役場窓口にあります。

- ①診断書（障害児福祉手当用診断書）
- ②住民票・所得証明書（世帯全員分）
- ③本人名義の通帳
- ④その他必要な書類（認定請求書・所得状況届・承諾書など）

3 認定に関して

役場窓口へ提出された書類を、県が審査し認定の可否を決定します。

4 支給額

月額 14,880円（令和3年9月現在）

5 その他注意事項

手当の申請には所得制限（本人および配偶者もしくは扶養義務者）があります。

6 書類提出・お問い合わせ

芦屋町役場 福祉課 障がい者・生活支援係

☎093-223-3530

7 手当・支給認定に関するお問い合わせ

宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 社会福祉課 高齢・障害者福祉係

☎093-201-4162

